

平成22年国勢調査第2次試験調査の調査方法・調査事務の比較（現行方式・第1次試験調査との相違点）

	平成17年国勢調査 第2次試験調査	平成22年国勢調査 第1次試験調査	第1次試験調査の結果等を踏まえた 対応	平成22年国勢調査 第2次試験調査（案）
実施規模 （調査対象）	5,000世帯	22,400世帯	第1次試験調査同様、調査方法・調査項目の見直しに向けた実地検証の重要性にかんがみ、実施規模を拡大	14,560世帯
調査員の配置	1調査員2調査区	（一般地域） 1調査員4調査区 （調査困難地域） 1調査員2調査区	第1次試験調査における地方公共団体及び調査員の意見や、調査票の提出状況を踏まえ、調査を円滑かつ正確に実施するため、1調査員当たりの担当調査区数を縮小	フォローアップ回収事務調査員継続型 ：1調査員2調査区（ただし面積が広大な地域は1調査員1調査区） フォローアップ回収事務調査員縮小型 ○調査票配布・当初回収のみの調査員 ：1調査員1調査区 ○調査票配布・当初回収及びフォローアップ回収双方を行う調査員 ：1調査員1調査区（ただしフォローアップ回収については、2調査区を担当）
指導員の配置	10調査区に一人の割合で配置	第1次試験調査では配置せず	第1次試験調査において、市区町事務としていた「調査区要図と世帯名簿の照合検査」や「調査員に対する調査票未提出世帯の指示」等を指導員の事務とするなど、市区町事務と指導員事務を役割分担	8調査区に1人の割合で配置 8調査区は、調査票提出の周知方法の違いによる調査員指導等を考慮した設定であり、平成22年国勢調査における指導員一人当たりの担当調査区数については、第2次試験調査の結果を踏まえ設定
調査票の配布	調査員配布	調査員配布		調査員配布
配布期間	8日間	配布期間は、「調査票配布期間従来型」と「調査票配布期間延長型」の二つを設定 ・調査票配布期間従来型：8日間 ・調査票配布期間延長型：15日間	第1次試験調査の結果によると、調査票配布期間の長短によって調査票の提出状況に差異はないことから、調査票配布期間は従来どおり8日間に設定	従来の配布期間を踏襲（8日間）
不在世帯への訪問回数の上限の設定		不在世帯への訪問回数の上限を以下のとおり設定 ・調査票配布期間従来型：3回 ・調査票配布期間延長型：設定せず	第1次試験調査の結果によると、当初回収期間内に調査票を提出した世帯の割合は、調査票配布時の訪問回数が3回以内で約8割を超えていることから、第2次試験調査においては、不在世帯への訪問回数を3回として設定	不在世帯への訪問回数の上限は、3回に設定

	平成17年国勢調査 第2次試験調査	平成22年国勢調査 第1次試験調査	第1次試験調査の結果等を踏まえた 対応	平成22年国勢調査 第2次試験調査(案)
配布時における 世帯からの把握 事項	世帯主又は代表者の氏名、 所在地(番地・号など)、 男女別の世帯員数、 (その世帯に必要な)調査票枚数	世帯主又は代表者の姓、 所在地(番地・号など)、 (その世帯に必要な)調査票枚数	世帯の抵抗感や、不在世帯への面接 の困難性を踏まえ、第2次試験調査 においては、第1次試験調査同様、 男女別の世帯員数を把握せず	第1次試験調査と同様
調査票の提出方法	調査員への提出 (任意封入方式、全世帯封入方 式の2方式)	・郵送提出(あて先は市区町) ・調査員への提出(全世帯封入方式) ・市区町への持参	不在世帯への対応及びプライバシー 意識の高まりに配慮し、第1次試験 調査における郵送提出、調査員への 提出(全世帯封入方式)、市区町へ の持参のほか、インターネットによ る回答も導入	・郵送提出(あて先は総務省統計局) ・調査員への提出(全世帯封入方式) ・市区町への持参 ・インターネットによる回答
調査票提出の周 知方法	_____	郵送提出を基本とし、希望する場合には調 査員への提出や市区町への持参も可という スタンスで世帯に周知	世帯アンケート集計の結果、高齢者 を中心として、郵送提出以外の方法 による提出を希望する世帯が少なく ないこと、また、調査票提出状況の 改善等の観点から、調査票提出の周 知方法にバリエーションを持たせ、 提出状況を検証	新たな提出方法の強調周知型 : 調査票配布時に世帯に配布する調 査書類に、郵送による提出を基本 とし、希望する場合には調査員へ の提出、市区町への持参やインタ ーネットによる回答も可能である ことを周知 多様な提出方法の並列周知型 : 調査票配布時に世帯に配布する調 査書類に、調査員への提出のほか 郵送による提出、市区町への持参 やインターネットによる回答も可 能であることを周知 「資料2-7」参照
調査票の回収 (当初回収)	回収期間: 9日間	回収期間: 7日間	当初回収期間は、第1次試験調査と 同様に設定	回収期間: 7日間
調査員回収の方 法	全世帯を訪問し、調査票を回収	調査員に調査票を提出したいとの申し出の あった世帯のみを訪問し、調査票を回収	調査票提出の周知方法にバリエー ションを持たせることに伴い、当初 回収期間中に調査票回収のために訪 問する世帯も変更	新たな提出方法の強調周知型 : 調査票配布時に、調査員に調査票 を提出したいとの申し出のあった 世帯を訪問し、調査票を回収 多様な提出方法の並列周知型 : 全世帯を訪問し、調査票の提出を 依頼し、郵送提出、市区町への持 参やインターネットによる回答を 希望する世帯以外の世帯から調査 票を回収 「資料2-7」参照

	平成17年国勢調査 第2次試験調査	平成22年国勢調査 第1次試験調査	第1次試験調査の結果等を踏まえた 対応	平成22年国勢調査 第2次試験調査(案)
フォローアップ回収	—————	回収期間：12日間	調査票回収率の向上を図るため、第1次試験調査同様、土・日曜日が2回入るように設定	回収期間：10日間
フォローアップ回収の方法	—————	調査員が市区町の指示を受け、調査票未提出世帯を訪問し、調査票を直接回収	第1次試験調査の回収状況を踏まえ、調査員一人当たりの担当調査区数を縮減するなど、調査票未提出世帯への調査票回収に当たっては極め細やかに対応	<p>フォローアップ回収事務は以下の二つを設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票を配布・回収する調査員が継続して行う（一環した事務であることから、かたり調査などの世帯の疑念は生じない） ・調査票配布・当初回収及びフォローアップ回収の双方の事務を行う調査員が、調査票の配布・当初回収のみを担当した調査員の受持ち調査区についても、フォローアップ回収事務を行う（調査票配布・当初回収の調査員数より人数を限定して実施）
調査票の提出促進の方策	指導員による調査票未提出世帯に対する調査票の郵送提出。これによっても調査票が郵送提出されない場合、指導員は督促状を配布	調査員による当初回収期間における全世界帯に対する確認状の配布 フォローアップ回収期間内に調査票が提出されなかった場合、調査員は督促状を配布	第1次試験調査の結果によると、世帯の調査票提出行動には、郵送提出期日のほか、休日などの曜日が大きく影響していることが考えられることから、この状況を踏まえた期間を設定	第1次試験調査同様、確認状及び督促状を配布することとするが、配布時期は週末とする。また、調査票が提出されない場合には、調査員が何度でも訪問する旨の周知を強化
調査票回収状況の把握	—————	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯名簿に「バーコードシール」を印刷 ・調査員が調査票配布時に、世帯名簿の「バーコードシール」を調査票提出用封筒に貼付し配布 ・市区町において、世帯から提出された調査票が収納された封筒のバーコードを読み取り、世帯名簿のバーコード情報との照合により、調査票の回収状況を把握 	第1次試験調査の実施状況や地方公共団体の意見等を踏まえ、調査員によるシール貼付方式から事前印刷（プレプリント）方式に変更し、さらなる事務の効率化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票にID（世帯名簿番号及び名簿内一連番号）、バーコード及び確認コードをプレプリント ・世帯名簿にもIDをプレプリント ・調査票のバーコードを総務省統計局で読み取り、当該情報を市区町にフィードバック。市区町で世帯名簿のバーコード情報との照合により、調査票の回収状況を把握

	平成17年国勢調査 第2次試験調査	平成22年国勢調査 第1次試験調査	第1次試験調査の結果等を踏まえた 対応	平成22年国勢調査 第2次試験調査(案)
調査票の検査・審査	<ul style="list-style-type: none"> 調査員による検査 (任意封入方式のみ) 指導員による検査 市区による審査 	<ul style="list-style-type: none"> 市区町による審査 	<p>第1次試験調査結果を踏まえ、市町村事務の効率化を図る観点から、郵送提出分調査票の審査方法を変更</p>	<p>市区町による審査(郵送提出の調査票については、従来の目視による全調査項目の審査から、コンピュータのデータチェックによる記入漏れのある調査項目のみの審査に変更)</p> <p>世帯名簿と調査区要図の照合検査は指導員が行う</p>
調査項目・選択肢	<p>「従業地又は通学地」について「郵便番号」を記入することの可能性等を検討</p>	<p>記入に抵抗感があると考えられる調査項目の記入方法をマーク選択方式に変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査項目 「人口・世帯の基本となる統計」、「ニーズへの対応」、「正確性の確保」、「国民負担への配慮」等の観点から検討し、調査項目の設定の妥当性を検証 選択肢方式 第1次試験調査結果を踏まえ、「住宅の床面積の合計」はマーク選択肢方式とする。しかし、産業・職業を把握する調査項目については、マーク選択肢方式とした場合、正確な記入が確保されず、結果精度に支障を来すことが想定されるため、従来の記入方法を踏襲 	<ul style="list-style-type: none"> 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> 従業上の地位「雇用者」の選択肢の変更。併せて「就業時間」を廃止 派遣労働者の産業の把握は、派遣元から派遣先に変更 5歳未満の子供の出生地を把握するため、「5年前の住居の所在地」の記入の仕方を変更 国民負担への配慮、政策・研究等の利用ニーズなどの観点から「家計の収入の種類」を廃止 選択肢方式 <ul style="list-style-type: none"> 「住宅の床面積の合計」は、第1次試験調査と同様に、従来の数字記入の方式をマーク選択方式に変更。
調査票の規格	変形A4判	調査票甲：B4判、二つ折り 調査票乙：変形A4判、三つ折り	調査票甲・乙ともに、調査実施上、OCR入力上の支障なし。平成22年国勢調査の郵送経費の抑制を図るため、定形郵便を前提とした調査票の設計について引き続き検討	A4判三つ折り (三つ折りした場合、定形封筒に収納可)
世帯アンケートの実施	調査票配布時に、『世帯アンケート』を併せて配布。世帯は総務省統計局に郵送。	フォローアップ回収の時期に、調査員が担当調査区内のすべての世帯に『世帯アンケート』を配布。世帯は総務省統計局に郵送。	第1次試験調査において把握した調査票提出に係る世帯の意識を踏まえ、第2次試験調査では、調査票提出の周知方法に差異を設けて提出状況を検証	<ul style="list-style-type: none"> 世帯アンケートの実施方法は、第1次試験調査と同様 調査票提出の周知方法の違いによる世帯の意識を把握するとともに、調査項目の定義や記入方法、国勢調査の意義や申告義務についての認識度合いに関する世帯の意識を把握